

国保野上厚生総合病院カスハラ行為等に対する指針

カスハラ行為等が発生した場合、病院利用者や病院職員を守り、組織的対応をすることとしています。次のような暴言・暴力・迷惑行為があった場合、退去を命ずる、あるいは警察介入を依頼することがあります。

- 1 大声や奇声、暴言または脅迫的な言動により、他の病院利用者や病院職員に迷惑を及ぼすこと(尊厳や人格を傷つけるような行為)
- 2 来院者及び病院職員に対する暴力行為、もしくはそのおそれ強い場合
- 3 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨害すること(必要限度を超えて面会や電話等を強要する行為等)
- 4 病院職員にみだりに接触する行為、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をすること
- 5 正当な理由もなく院内に立ち入り、長時間とどまること
- 6 医療従事者の指示に従わない行為(飲酒・喫煙・無断離院等)
- 7 病院側の了承を得ず撮影・録音や、SNS に投稿すること
- 8 謝罪や謝罪文を強要すること
- 9 院内の機器類の無断使用、持ち出し、または器物破損行為
- 10 その他、病院利用者や病院の迷惑と判断される行為、及び医療に支障をきたす迷惑行為